



丹波市空き家利活用促進事業補助金 活用の手引き

どんな補助金？

市内の空き家を有効活用し、移住定住促進により地域の活性化を図ることを目的とした補助金です。丹波市住まいるバンクを活用して売買（賃貸借）契約を行った空き家を、居住または開業のために改修する工事費用の一部を補助します。

補助金活用の前に…

住まいるバンク制度を介して、下記①～③の手続きがすべて完了しているか確認してください。

- ①利用者登録が完了している。
- ②自治会マッチングが完了している。
- ③住まいるバンクに登録されている物件において、売買（賃貸借）契約が完了している。

補助対象者

以下の条件を満たす者を補助対象者とします。

- ・住まいるバンク利用登録者及び登録カードに記載されている居住または利活用予定者。
- ・暴力団員でないこと。
- ・補助対象事業に関して他の制度・助成を受けていないこと。
- ・対象空き家等の所有者が複数人存在する場合、全員から補助金の申請について同意が得られていること。
- ・同一の対象空き家等において、過去に当該補助金の交付を受けていない者。

補助対象事業

以下の条件を満たす事業を補助事業とします。

- ・売買（賃貸借）契約完了日から申請日まで、2年が経過していないこと。
- ・交付決定があった日の属する年度内に事業が完了すること。
(同年度の3月31日までに、市が行う事業完了検査が完了していること)
- ・補助金交付決定後、1年以内に居住または開業すること。
- ・補助金交付後、5年以上居住（活用）すること。
※5年以内に居住（活用）しなくなった場合は、補助金の一部を返還していただきます。
- ・工事に着手していないもの。
※着手とは、工事請負契約や、着手金の支払いも含みます。

場合によって対象となる工事

畳の購入、表替え

※畳を設置する居室の改修工事を実施する場合のみ補助対象とします。

その他改修に係る必要な費用（要個別審査）

交付申請書受付期間

令和8年2月27日（金）まで

※なお、事業が年度内に完了（市が行う事業完了検査が完了）しない場合は補助対象になりません。

⚠ 注意事項

- ・居住型と開業型の併用はできません。
- ・改修工事は、原則として市内の施工業者が行うこととします。
(市内の施工業者とは、丹波市内に本社、支店、営業所等を有する法人もしくは個人事業主を指します。)
なお、市外業者で施工される場合は、市内業者2人以上から別途見積を徴収していただき、市外業者の見積金額が最安価の場合に限り可とします。
- ・工事代金は、必ず金融機関からの振込によりお支払ください。
(現金・クレジットカードによる支払い不可)
- ・申請者自身で改修工事を行う場合は、改修に要する部材に係る費用のみ対象とします。
その際、必ず設計図書（平面図・立面図等で、施工箇所面積が分かるもの）を添付すること。
※ご自身で改修工事を予定される場合は、事前に担当課へご連絡ください。
- ・賃貸借物件の場合、5年以上の賃貸契約期間がある場合のみ対象とします。

⚠ 制約

- ・補助金交付日から起算して、5年以上当該空き家を居住（活用）すること。
※補助金交付日から起算して、5年以内に居住（活用）しなくなる場合は、担当課へ報告すること。

お問合せ

丹波市役所（春日庁舎2階） 建設部 都市住宅課
 電話番号：0795-74-2364
 メール：toshijyuutaku@city.tamba.lg.jp

補助金額

補助対象経費の1/2以内（限度額50万円）

※一契約当りの見積金額が100万円を上回る場合、3者以上から見積を徴取してください。

補助金交付申請時に必要となる書類について

◆交付申請時（工事着手前に提出）

✓ Check!

- 交付申請書
- 収支予算書
- 改修予定箇所の位置図
- 改修工事を行う部位を明記した図面
- 改修に要する経費に係る見積書の写し
- 設備機器のカタログの写し（設備機器工事を施工する場合のみ）
- 改修予定箇所の現況写真
- 空き家等の賃貸借又は売買に係る契約書の写し
- 申請者が当該空き家所有者であることが分かる書類（登記簿謄本など）※売買契約の場合のみ
- 当該空き家所有者の施工承諾書
※賃貸契約の場合のみ/所有者が複数人存在する場合は全員分必要
- 誓約書
- 資金計画書
- 申立書
- 債権者登録申請書
- 申立書（賃貸借契約期間）※賃貸契約の場合のみ必要

（居住型の場合）

- 事業計画書

（開業型の場合）

- 自己資金を確認できる書類（預貯金の残高証明書または、資金の借入証明書など）
- 開業計画書
- 開業にあたり必要な許認可または資格を受けたことを証する書類
- 自治会等の同意書
- ※開業される事業について、事前に担当課にご連絡ください。

◆実績報告時（事業完了後に提出）

✓ Check!

- 実績報告書
- 収支決算書
- 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- 施工業者が発行する工事代金請求書
- 施工業者が発行する領収書の写し
- 金融機関が発行する振込依頼書の写し
- 改修箇所及び状況を確認できる写真（必ず改修中・改修後の写真を箇所毎に提出）
- 工事契約金額が100万円を超える場合は、工事請負契約書又は受注書の写し

※申請内容に応じて、その他必要な書類の提出を要求する場合があります。

※交付決定時から工事内容や金額に変更が生じた場合、変更申請手続きを行う必要があります。

対象・非対象工事一覧

対象となる工事

屋根瓦の取替え、外壁塗装等の外装工事及び雨漏り修繕工事

雨樋の新設又は改修工事

ベランダ、バルコニー、縁側の改修工事

ドア、ふすま、障子、網戸等建具工事

・襖、網戸、障子は張替えのみの場合は対象外
・鍵の交換は対象外

床材、壁材及び天井材の貼替え、その他の内装工事

床下、柱、内壁、天井裏の改修工事（耐震、防音、断熱工事含む）

部屋の間取り変更、新設工事

下駄箱、棚等収納スペースの作り付け工事

台所、風呂、トイレ等設備改修工事

（ビルドインタイプでないコンロ、ガス小型給湯器の設置費用は対象外）

給水管、排水管及びガス管の取替えその他の配管工事

（有資格者の施工に限る）

電気配線、コンセント設置その他の電気設備工事

（有資格者の施工に限る）

ボイラー及び温水器の取替えその他の給湯設備工事

（有資格者の施工に限る）

玄関、各部屋の段差解消工事、手摺設置工事、その他建物への出入り、室内移動を容易にするための工事

外部工事、内部工事及び建設設備工事に関連して行う解体工事

土間改修工事

対象とならない工事

電力、ガス、上下水道又は浄化槽に係る申請手続又は検査に要する費用

浄化槽の設置又は入替え工事

白蟻等害虫駆除や消毒等の薬剤散布に係る費用

業務用の設備機器の新設又は取替に係る費用

電化製品の購入・取付工事（エアコン、テレビ、アンテナ、玄関インターホン、照明器具等）及び電球等消耗品

洗浄便座の新設又は取替費用

暖房器具等の設置工事

門、表札、塀等設置、舗装工事、側溝工事、造園工事、植木剪定・草刈に係る費用

防犯用カメラ、防犯ライト、火災警報器等取付費用

物置、車庫、カーポート等の設置及び改修工事

屋外据置型の倉庫の設置費用

家財道具の処分費用

ハウスクリーニング、排水管清掃等に係る費用

自主施工の場合に必要な道具の購入費用

既存建築物の解体工事費用